

答 申 第 9 号
平成30年11月1日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町議会基本条例諮問会議
会 長 村 山 和 治

平成30年度の諮問事項に対する意見等について（答申）

平成30年5月19日付け福議号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1. 調査審議を求める事項

(1) 議会評価（平成29年度分）の検討

議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、1年ごとに実施し町民に公表している議会評価については、これまでの諮問会議からの答申を反映した評価内容等になっており、概ね適正に行われている。

今後も適正な評価となるよう期待する。

(2) 議会基本条例全体の検討

今年度の検討に当たっては、条例施行後10年を迎えることから、「現状の時代認識の観点」「施行後2回の条例全体の検討意見（平成23年・27年）の整理」「基本条例と関連条例等の整合性」の視点を中心に、議会基本条例を1条ずつ検証した。具体的な検討内容については、別紙検討調書及び議会基本条例改正案（議会会議条例改正案・議会運営基準改正案についても参考とされたい。）に示しているが、主な論点については次のとおりである。

- ① 「住民が参画（協働）する議会」を前文の視点に掲げているが、「傍聴・参加」など参画者に対する表現が不十分な点があり、整理が必要である。

- ② 議員の政治倫理を第4条に規定しているが、「不当要求行為の防止」だけでは不十分であり、「政治倫理条例」としての拡充が必要である。
- ③ 地方自治法改正による公聴会・参考人制度の活用がしっかり規定されていないことから整理が必要である。
- ④ 第11条議決事項については、自治体の重要事項として3項目（町民憲章・宣言、友好（姉妹）市町村締結、町花・町木）の追加を検討されたい。
- ⑤ 第29条については、「制定当初の思い」はわかるが、表現がわかりづらいため、削除を検討されたい。

なお、基本条例の改正に併せて関連条例の整理も必要と思慮する。

さらに、今後の持続的な議会改革に資するため議会基本条例と関連条例の相関図的な整理も検討されたい。

2. 確認を求める事項

(1) 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について

平成27年11月の当諮問会議からの答申に基づいたものであり、適正に行われていると認めるが、次の点について検討を希望する。

①整理No.4 広報・広聴活動の充実

懇談会等で町民から出された意見をどう生かしているのか、町民が実感するのが困難と感じる。理解できる様な方策を検討してはどうか。

また、出された意見等は行政に伝えるだけでなく、議員が一般質問という形で行政に問いかけていく必要があるのではないか。

②整理No.9 一般質問の充実

定例会の一般質問において、複数の議員が同じ内容の質問を行っていたことがあるが、そうした場合、町長の答弁も同じになることから出来るだけ質問の内容が重複しないような検討が必要ではないか。

(2) 議会費の標準額の見直しについて

決定から5年が経過し、新たな経費等に対応するため見直すとした「議会費の標準額」については、事務局が提示した見直し案（新たに発生した施設改修費は経常的な経費ではないので対象費目としない等）に指摘する点等はなく、現状に合った標準額として見直すことに問題はないと考える。